

報 告 第 1 0 号

平成28年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について
平成28年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

平成29年5月30日提出

富士見市長 星 野 光 弘

平成28年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	公 共 下 水 道 建 設 事 業 費	953,789,000	585,193,037	212,856,164	177,400,000
		特定環境保全公共 下水道建設事業費	416,363,000	324,100,770	63,707,880	60,500,000

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫補助金	受益者負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
32,200,000	3,142,000	114,164	155,739,799	0	<p>(1)江川第4污水管渠築造工事 (第2工区) 本工区計画管路と既設埋設物との取り合い から、既設埋設物の移設、切回しの必要が生 じ、日数を要したことに伴う工期延長 (4月21日まで35日間の工期延長)</p> <p>(2)柳瀬第9污水管渠築造工事 (第4工区) 本工区計画管路と既設埋設物との取り合い から、既設埋設物の移設、切回しの必要が生 じたこと、また、近接工事に関連する交通影 響削減のための工程調整に日数を要したこと に伴う工期延長 (4月28日まで42日間の工期延長)</p> <p>(3)別所雨水幹線築造工事 (第3工区) 本工区計画管路と国道および流域下水道管 との横断部における、国道および流域下水道 管理者との施工協議に日数を要したことに伴 う未契約繰越 (9月29日まで)</p>
0	3,185,000	22,880	28,554,350	0	<p>(4)新河岸第14污水管渠築造工事 (第4工区) 本工区計画管路と既設埋設物との取り合い から、既設埋設物の移設、切回しの必要が生 じ、日数を要したことに伴う工期延長 (4月21日まで35日間の工期延長)</p>